

田村市就農型地域おこし協力隊募集要項

農業分野における担い手の減少が進む本市において、地域外の人材を積極的に受け入れ、研修先農家で栽培技術等を学び、活動終了後は新規就農者として就農を目指す「地域おこし協力隊」を募集します。

1 募集人員

2名

2 活動内容

就農するために必要な技術を身につけるため、福島県が認定する田村地域の農業研修機関（農家）での研修が活動の中心です。その他、以下の活動を行っていただきます。

- (1) 就農するにあたり必要な知識やスキルを身につけるための講習や講座を受講する。
- (2) 農業先進地視察等を通して、市内にはない農法やノウハウを学び、市内農家に共有する。
- (3) 市農産物の販売やPR、農業の情報発信・広報活動、農業体験ツアー等のイベント運営補助を行う。
- (4) SNSの活用に必要なスキルアップのための各講座に参加する。

3 募集対象者

次の(1)～(12)に掲げるすべての要件を満たす方

- (1) 三大都市圏をはじめとする都市地域等から田村市に住民票を移し、居住いただける方
- (2) 20歳以上42歳以下で認定新規就農者を目指す方
- (3) 就農に向けた計画書の作成に意欲的に取り組める方
- (4) 心身ともに健康で、地域住民や関連機関と積極的に関わり、意欲的に関係を築こうと努力できる方
- (5) 地域行事に積極的に参加できる方
- (6) 活動終了後は田村市に定住し、独立就農を目指す方
- (7) 普通自動車免許を有する方
- (8) 資格取得に前向きに取り組める方
- (9) パソコン操作（ワード、エクセル、メール等）ができる方
- (10) SNS（Instagram、note等）を活用して情報発信できる方
- (11) 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない方
- (12) 国・都道府県・市町村の各種税金、国民健康保険料、国民年金等の滞納がない方

4 活動地域

田村地域

5 活動日数及び活動時間

原則、週5日勤務、1日8時間とします。

ただし、研修先の活動時間に合わせて活動していただく場合もあります。

6 待遇等

- (1) 給与 年間3,100,000円～3,500,000円
(給与改定等により変動する場合があります。)
※時間外手当、通勤手当の支給はありません。
- (2) 社会保険等 厚生年金、健康保険、雇用保険に加入
※本人負担分が給与から差し引かれます。
- (3) 休暇 年次有給休暇あり
- (4) 住宅補助 住居手当支給あり
(上限あり。ただし、転居にかかる費用や生活必需品、光熱水費等については自己負担になります。)
- (5) 車両借上料 車両借上料支給あり
(上限あり。活動には自家用車を使用していただきます。)
- (6) 通信費 支給あり(上限あり)
- (7) その他 活動に必要な消耗品費、研修受講料については予算の範囲内で補助します。

7 雇用形態

地域おこし協力隊設置受託者である一般社団法人Switchが雇用し、田村市が委嘱します。

8 委嘱期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。ただし、年度ごとの更新により、最長3年まで延長されることがあります。

※年度終了時に、活動に取り組む姿勢や事業成果、ヒアリング等により次年度への更新について判断します。

※協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であってもその職を解くことがあります。

9 募集期間

令和8年4月1日(水)から随時募集

※定員になり次第、募集を締め切らせていただきます。

10 応募方法

(1) 提出書類

ア 田村市就農型地域おこし協力隊申込書

イ 住民票謄本の写し(直近のもの:取得後1ヵ月以内)

ウ 普通自動車運転免許証の写し

(2) 提出方法

郵送又は直接持参

※持参の場合は、平日 8:30～17:15 を受付時間とします。

(3) 応募及び問合せ先

〒963-4393

福島県田村市船引町船引字畑添 76 番地 2

田村市産業部農林課農政係 担当：石井

TEL : 0247-81-2511

FAX : 0247-81-1210

MAIL : norin@city.tamura.lg.jp

11 選考

(1) 第 1 次選考 書類審査

提出書類にて審査し、合否は文書で通知します。

(2) 第 2 次選考 面接審査

第 1 次選考合格者を対象に、田村市役所にて面接を行います。日程等詳細については、第 1 次選考結果と併せてお知らせします。

(3) 最終選考結果の報告

合否は文書で通知します。

※提出いただいた全ての書類は返却いたしません。

※応募及び選考に係る経費（郵送料、交通費等）は、応募者の自己負担になります。